

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 『セーフティサポートニュース』を発行します

関東地方整備局 企画部

これまで、関東地方整備局では管内で発生した工事事故に関する情報を発信することで、安全対策の強化や類似事故の防止に取り組んで来ました。

この度、これまでの取り組みに加えて、関東地方整備局発注の工事現場における事故防止に関する取り組みや、安全パトロールによる点検結果、盗難情報などを幅広く紹介する「セーフティサポートニュース」を発行することと致しました。

工事現場におけるさらなる安全対策の支援となるよう、情報を配信していきます。

セーフティサポートニュースは、以下のホームページに掲載しています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000013.html>

この『セーフティサポートニュース』は、関東地方整備局が進める「“地域インフラ”サポートプラン関東 2017」で示した取組 1-2「セーフティサポートニュースの発行」です。

“地域インフラ”サポートプラン関東 2017 については、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000023.html>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [1252 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000544.html

2. 千葉県印旛郡栄町(利根川)で水防演習を開催します ～「第 67 回利根川水系連合・総合水防演習」～

関東地方整備局 河川部
利根川下流河川事務所
千葉県 県土整備部 河川環境課
栄町 消防本部

第 67 回利根川水系連合・総合水防演習を開催しますのでお知らせします。

開催日時：平成 30 年 5 月 19 日(土) 午前 8 時 30 分～(受付開始)

開催場所：千葉県印旛郡栄町出津地先 利根川右岸 67.5 キロメートル付近

プログラム：スケジュール等は本文資料(PDF)別紙をご覧ください。

本演習は、昭和 22 年のカスリーン台風による未曾有の被害を教訓として昭和 27 年か

ら始められ、国土交通省及び関東1都6県(千葉県・栃木県・群馬県・茨城県・埼玉県・東京都・神奈川県)並びに開催市町村の主催により、毎年利根川水系の河川で開催しています。

今回の演習は、第1部の水防訓練では地域特性を活かした伝統工法を織り交ぜた実践的な演習をはじめ、流域住民の主体的な避難につながる緊急速報メールを活用した洪水情報の大規模配信訓練等を実施します。

また、第2部の救出・救護訓練では関係機関が連携した訓練を実施します。

当日の演習会場では、降雨体験車や建設機械の操作体験コーナー、水防新工法の展示、さらには地元物産展なども行う予定です。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [2372 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000377.html

3. 洪水から身を守る！！「逃げ遅れゼロ」を目指して！！

利根川水系江戸川、利根運河、北千葉導水路、坂川、坂川(放水路)、中川及び綾瀬川に係る洪水氾濫シミュレーションを公開

江戸川河川事務所

江戸川、利根運河、北千葉導水路、坂川、坂川(放水路)、中川及び綾瀬川の沿川及びその周辺の住民の皆さん自らが洪水時のリスクを察知して、万一洪水が起きた場合の対応(災害への準備、避難の仕方)に役立つ情報として、洪水氾濫シミュレーションを江戸川河川事務所のホームページに掲載します。(平成30年3月30日予定)

洪水氾濫シミュレーションは、公表している洪水浸水想定区域図の浸水状況を堤防の決壊地点別、時系列に示しています。

また、お住いの場所など任意の地点を選択すると、その地点での最大浸水深や、氾濫水が到達する時間を確認できます。

なお、この取組は「江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「中川・綾瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」のソフト対策の一環として行っています。

◆江戸川河川事務所ホームページ

<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [501 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/edogawa_00000116.html

4. 更に進化した平成 30 年度ハッ場ダム工事現場見学を開始します ハッ場ダム観光プロジェクト“やんばツアーズ 2018” ～インフラツーリズムのブランドカ～

ハッ場ダム工事事務所

ハッ場ダムは首都圏で唯一の建設中のダムです。調査開始(昭和 27 年)から 66 年が経過。そのダム工事が、最終局面を迎え、平成 31 年度の完成を予定しております。

平成 29 年 4 月より開始した日本一のインフラ観光ツアー・ハッ場ダム観光プロジェクト“やんばツアーズ”には、この 1 年間に約 2 万 9 千人(対前年 10 倍)の方に来訪・参加いただきました。

より多くの方に、よりわかりやすく見学いただけるように、さらに進化した“やんばツアーズ 2018”を平成 30 年 4 月から開始いたします。

お一人様から団体様まで、今しか見られないハッ場ダムの工事現場見学に、ぜひお越しください。

ヤンバブランドⅠ：大人気の案内人！ハッ場を知り尽くした“やんばコンシェルジュ”

ヤンバブランドⅡ：日本一！インフラ観光ツアー目的別に楽しめる『10 本の見学プラン』

ヤンバブランドⅢ：リピーター急増中！日々変わる景色。何度見ても飽きないダム工事

ヤンバブランドⅣ：世界でここだけ！ハッ場ダム限定の体験・記念

ヤンバブランドⅤ：見学でお得！地元の全面協力。割引&特典

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [1916 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/yanba_00000076.html

5. 平成 30 年度『宮ヶ瀬ダム観光放流』スケジュールを公開！

相模川水系広域ダム管理事務所

「宮ヶ瀬ダム観光放流」は、昨年度年間来場者数が過去最高の 10 万人を超え、ダム人気も相まって大盛況となっております。

平成 30 年度のスケジュールにつきましては、「相模川水系広域ダム管理事務所ホームページ」にて公開をいたしましたのでお知らせいたします。

URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/sagami/>

(「観光放流」でキーワード検索もできます。)

更に、昨年度試行で開放した『フーチング階段(ダム管理用階段)』もイベント等と併せて開放いたします。こちらも観光放流スケジュールに掲載しております。

1. 観光放流の概要

- (1) 高低差 約 70 メートル
- (2) 放流量 毎秒 30 立方メートル
- (3) 実施期間 4 月～11 月
- (4) 実施日 毎週水曜日、第 2 日曜日、第 2・4 金曜日、その他イベント開催日
- (5) 実施時間 午前午後 2 回 11 時 00 分～11 時 06 分、14 時 00 分～14 時 06 分(6 分間)

2. フーチング階段の概要

- (1) 高低差 約 125 メートル
- (2) 段数 510 段

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [1637 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/sagami_00000051.html

6. 中部横断自動車道 八千穂高原 IC～佐久南 IC 平成 30 年 4 月 28 日(土)に開通

長野国道事務所

中部横断自動車道「八千穂高原 IC～佐久南 IC」間(延長約 14.6 キロメートル)について、平成 30 年 4 月 28 日(土)に開通が決まりましたので、お知らせします。

《開通区間の概要》

【開通区間】

八千穂高原 IC(長野県南佐久郡佐久穂町千代里)～佐久南 IC(長野県佐久市桜井)

【延長】

14.6 キロメートル

【開通 IC】

八千穂高原 IC、佐久穂 IC、佐久臼田 IC

【車線数】

暫定 2 車線

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [603 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/nagano_00000299.html

7. ～都心に一番近い「道の駅」誕生～ 道の駅「いちかわ」がオープンします

関東地方整備局 首都国道事務所
市 川 市

平成30年4月7日、千葉県内29番目の「道の駅」として、都心に一番近い道の駅「いちかわ」がオープンします。

道の駅「いちかわ」について、オープンに先立ち開業式典を以下の日程で執り行いますので、お知らせします。

<開業式典>

日 時：平成30年4月7日(土) 10時00分から

場 所：道の駅「いちかわ」

主 催：国土交通省関東地方整備局、市川市

式典概要：主催者挨拶 来賓祝辞 他

<オープン>

日 時：平成30年4月7日(土) 開業式典終了後

なお、当該道の駅への接続道路ともなる、東京外かく環状道路(三郷南IC～高谷JCT間)については、引き続き、平成30年6月までの開通に向け、工事を進めて参ります。

「道の駅」の情報については関東「道の駅」ホームページでもご覧になれます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/road/Michi-no-Eki/>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [914 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/syuto_00000096.html

8. 「みなとオアシス千葉みなと」が新規登録されます ～千葉港千葉中央地区を核とした親水空間における賑わい創出～

関東地方整備局 港湾空港部

「みなとオアシス」とは、「みなと」を核としたまちづくりを進めるため、「みなと」における住民参加による地域振興を継続的に行われる施設を国が登録する制度です。

平成30年3月24日に「みなとオアシス千葉みなと」が登録されることとなり、登録証交付式および登録記念モニュメント除幕式が行われました。今回の登録により「みなとオアシス」は全国で107箇所(関東地方では6箇所)になります。

「みなとオアシス千葉みなと」の代表施設「ケーズハーバー」は、旅客船ターミナル機能やダイビング体験もできる高さ8.5メートルの巨大水槽で泳ぐ魚を見ながら食事を

楽しめるレストランなど多くの来訪者が訪れる観光拠点としての役割を担うとともに、海辺の魅力発信や賑わい創出に取り組んでいます。

その他にも「千葉みなと1号浮棧橋」「千葉みなと港湾緑地」「千葉みなと公園緑地」「千葉ポートパーク」「千葉ポートタワー」「蘇我寒川緑地」、防災機能を有する「千葉中央埠頭11号荷さばき地」「千葉中央埠頭Ⅰ岸壁」で構成されています。これらの施設が一体的に活動を行うことにより、さらなる賑わい創出を行い、効果的な地域振興に寄与することが期待されます。

<登録証交付式>

日 時：平成30年3月24日(土) 10時00分～

場 所：ケーズハーバー内レストラン PIER-01
(千葉県千葉市中央区中央港 1-20-1)

<登録記念モニュメント除幕式>

日 時：平成30年3月24日(土) 10時45分～

場 所：千葉みなと港湾緑地 円形広場前

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [2730 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/pa_0000238.html

9. 地域インフラサポートプラン ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局 企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページ

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>)にて紹介しています。

(現在、207話まで掲載中)

是非ご覧ください、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案」を閣議決定 ～官民一体となってインフラシステム輸出を強かに推進！～

海外における鉄道、空港、港湾、都市・住宅、下水道等のインフラ事業（海外社会資本事業）について、国土交通大臣が定める基本方針に基づき、独立行政法人等に調査等の必要な海外業務を行わせるなど、民間事業者の海外展開を強かに推進する「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案」が、閣議決定されました。

1. 背景

少子高齢化が進む我が国の成長戦略として、新興国を中心とした世界の旺盛なインフラ需要を取り込むためには、民間事業者の海外展開を促進することが必要となっています。

他方、インフラ開発・整備は相手国政府の影響力が強いことや、インフラ整備等に関する専門的な技術やノウハウは独立行政法人等の公的機関が保有していること等により、民間事業者のみでは十分に対応できない場合があります。

2. 概要

海外社会資本事業について、我が国事業者の海外展開を強かに推進するため、国土交通大臣が基本方針を定めるとともに、独立行政法人等に海外業務を行わせるための措置を講じます。

(1) 国土交通大臣による基本方針の策定

海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進に係る基本方針を策定。

- ・ 我が国事業者の参入の促進の意義に関する事項（成長戦略としての海外インフラ需要の取り込み等）
- ・ 我が国事業者の参入の促進の方法に関する基本的な事項（案件形成段階からの関与、総合的な面的開発への関与等）
- ・ 独立行政法人等が行う海外業務の内容に関する事項
- ・ 関係者の連携及び協力に関する事項

(2) 独立行政法人等の業務規定の追加

以下の独立行政法人等について、(1)の基本方針に基づき、我が国事業者の参入を促進するため、海外における調査、設計等を行う海外業務を追加。

[1] 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

[2] 独立行政法人水資源機構

[3] 独立行政法人都市再生機構

[4] 独立行政法人住宅金融支援機構

[5] 日本下水道事業団

[6] 成田国際空港株式会社

[7] 高速道路株式会社（※1）

[8] 国際戦略港湾運営会社（※2）

[9] 中部国際空港株式会社


※1 高速道路株式会社：東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社

※2 国際戦略港湾運営会社：横浜川崎国際港湾株式会社、阪神国際港湾株式会社

(3) その他


国土交通大臣による情報提供・指導・助言、関係者との連携など所要の規定を整備。


添付資料


[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

[概 要](#) (PDF 形式) 

[要 綱](#) (PDF 形式) 

[案文・理由](#) (PDF 形式) 

[新旧対照条文](#) (PDF 形式) 

[参照条文](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo05_hh_000171.html

2. 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」を閣議決定 ～「所有者が分からない土地」を「地域に役立つ土地」に～

所有者不明土地の増加に伴い、公共事業の推進等の様々な場面において円滑な事業実施に支障が生じていることを踏まえ、所有者不明土地の利用の円滑化を図るための「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」が、閣議決定されました。

1. 背 景

我が国では、人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地（※）が全国的に増加しており、今後も、相続機会の増加に伴って増加の一途をたどることが見込まれています。

所有者不明土地は、所有者の特定等に多大なコストを要するため、公共事業の推進等の場面でその用地確保の妨げとなり、事業全体の遅れの一因となっています。

※不動産登記簿等の公簿情報等により調査してもなお所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地

2. 法律案の概要

(1) 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み

反対する権利者がおらず、建築物（簡易な構造で小規模なものを除く。）がなく、現に利用されていない所有者不明土地について、以下の仕組みを構築。

○公共事業における収用手続の合理化・円滑化（所有権の取得）

国、都道府県知事が事業認定した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定

○地域福利増進事業の創設（利用権の設定）

地域住民等の福祉・利便の増進に資する事業について、都道府県知事が公益性を確認し、一定期間の公告に付した上で、利用権（上限 10 年間）を設定（所有者が現れ明渡しを求めた場合は、期間終了後に原状回復、異議がない場合は延長可能）


(2) 所有者の探索を合理化する仕組み


- 土地の所有者の探索のために必要な公的情報について、行政機関が利用できる制度を創設
- 長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度を創設

(3) 所有者不明土地を適切に管理する仕組み


- 所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設


添付資料


[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

[概 要](#) (PDF 形式) 

[要 綱](#) (PDF 形式) 

[法律案・理由](#) (PDF 形式) 

[新旧対照条文](#) (PDF 形式) 

[参照条文](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo02_hh_000106.html

3. 「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」を閣議決定

一般国道の一部区間のバイパス供用開始等に伴い、国が管理する国道の区間（指定区間）を変更する「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」が、閣議決定されました。

1. 背 景

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を指定する政令を改正し、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要があります。

2. 政令改正の概要

一般国道47号及び一般国道115号の2路線の一部の区間を指定区間に追加します。また、一般国道47号及び一般国道161号の2路線の一部の区間を指定区間から除外します。これらのほか、規定の整理を行います。


3. スケジュール

・公 布 日 : 平成30年 3月 7日 (水)

・施 行 日 : 平成30年 3月10日 (土)


※ 一般国道47号関係は3月18日から、一般国道161号関係は4月1日から施行。


添付資料


[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

[別紙](#) (PDF 形式) 

[要綱](#) (PDF 形式) 

[案文・理由](#) (PDF 形式) 

[新旧対照条文](#) (PDF 形式) 

[参照条文](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000950.html

4. 「建築基準法の一部を改正する法律案」を閣議決定

最近の大規模火災をめぐる状況や防火関連の技術開発をめぐる状況等を踏まえ、建築物・市街地の安全性の確保、既存建築ストックの活用、木造建築物の整備の推進などの社会的要請等に対応して規制を見直した「建築基準法の一部を改正する法律案」が、閣議決定されました。

1. 背景

最近の大規模火災を踏まえ、老朽化した木造建築物の建替え等による市街地の安全性の向上や、建築物の適切な維持管理による建築物の安全性の確保を円滑に進めることなどが課題となっています。

また、空き家が増加傾向にある中で、住宅をそれ以外の用途に変更して活用することが求められており、建築行政においても、安全性の確保と既存建築ストックの有効活用を両立しつつ、建築規制を合理化していく必要があります。

さらに、木材を建築材料として活用することで循環型社会の形成や国土の保全、地域経済の活性化に貢献することが期待されており、近年の技術開発も踏まえ、建築物の木造・木質化に資するよう、建築基準の合理化が求められています。

2. 概要

(1) 建築物・市街地の安全性の確保

[1] 建築物を常時適法に維持するための維持保全計画の作成等が求められる建築物の範囲を拡大

[2] 防火地域・準防火地域※1において延焼防止性能の高い建築物の建ぺい率※2制限を10%緩和等

※1 防火地域・準防火地域：市街地における火災の危険を防除するために定める地域

※2 建ぺい率：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合

(2) 既存建築ストックの活用

[1] 戸建住宅等(延べ面積200㎡未満かつ3階建て以下)を他の用途とする場合に、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることを不要とする

[2] 用途変更に伴って建築確認が必要となる規模の見直し等


(3) 木造建築物の整備の推進

- [1] 耐火構造等とすべき木造建築物の対象の見直し（高さ 13m・軒高 9m 超 →高さ 16m 超・階数 4 以上）
- [2] [1]の規制を受ける場合についても、木材をそのまま見せる（あらわし）等の耐火構造以外の構造を可能とするよう基準を見直し 等

(4) その他


- [1] 老人ホーム等に係る容積率※制限を緩和（共用廊下等を算定基礎となる床面積から除外）
- ※ 容積率：建築物の延べ面積（床面積の合計）の敷地面積に対する割合
- [2] 興行場等の仮設建築物の存続期間（現行 1 年）の延長 等


添付資料


[報道発表資料](#)（PDF 形式） 

[概 要](#)（PDF 形式） 

[要 綱](#)（PDF 形式） 

[案文・理由](#)（PDF 形式） 

[新旧対照条文](#)（PDF 形式） 

[参照条文](#)（PDF 形式） 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000708.html

5. 建築基準法における採光規定を見直します！

～保育所の円滑な整備に向けて～

国土交通省では、待機児童対策として、既存の事務所等を活用した保育所の円滑な整備を後押しするため、保育所への用途変更にあたって支障となる場合がある建築基準法における採光規定を見直す告示を公布・施行しました。

待機児童を解消し、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、保育所を整備しやすい環境を整えることが重要です。しかし、都市部の住居系地域等において、既存の事務所や住宅を用途変更して保育所を設置しようとする場合等には、敷地境界線との間に十分な距離を確保できないこと等により、建築基準法における採光規定が支障となり、保育所を設置できない事例があるとの指摘があります。今般、既存の事務所等を活用した保育所の円滑な整備などを後押しするため、採光規定について以下の改正を行います。

(1) 保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化（告示第 1800 号関係）

一定の照明設備を設置した場合の採光有効面積の緩和規定について、保育所の保育室

等の実態に応じて合理化し、床面からの高さが50センチメートル未満の部分の開口部の面積を算入可能とする。


(2) 土地利用の現況に応じた採光補正係数の採用（告示第303号関係）


特定行政庁が、規則で区域を指定した場合に、土地利用の現況に応じた採光補正係数を採用可能とする。

(3) 一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化（告示第303号関係）

特定行政庁が、二以上の居室が一体的な利用に供され、かつ、衛生上の支障がないものとして規則で定める基準に適合すると認めるものについては、複数居室を全体としてとらえることを可能とする。

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[（別添1）参考資料：保育所の円滑な整備等に向けた採光規定の合理化について](#)
（PDF形式）

[（別添2）新旧対照表](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000714.html

6. 「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」を策定しました！

～古民家等の歴史的建築物を活用した、魅力ある観光まちづくりに向けて～

国土交通省では、一定の安全性を確保した上で、古民家等の歴史的建築物を活用し、魅力ある観光まちづくりに取り組む地方公共団体を支援するため、建築基準法の適用除外の枠組みを利用した独自条例を整備する際のガイドラインを策定しました。

魅力ある観光まちづくりに向けて、古民家等の歴史的建築物を活用する際、現行の建築基準への適合が難しい場合があります。国宝等の歴史的建築物については建築基準法を適用除外とする規定が設けられていますが、それ以外の歴史的建築物を適用除外とするためには、地方公共団体において文化財保護法に基づく条例又は独自の条例を定める必要があります。

これまでに独自条例を制定したのは11団体に限られており、建築物の歴史的、文化的な価値を維持した上で、どの程度の安全性を確保すべきかの技術的な拠り所がなく、条例の制定が進まない状況にあります。

こうしたことを踏まえ、国土交通省では、昨年2月に地方公共団体、建築の専門家、国からなる「歴史的建築物の活用促進に向けた建築基準に関する連絡会議」を設置し、検討を行ってまいりました。

本連絡会議での検討を踏まえ、「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」を策定し、都道府県等に対し通知しました。


今後、シンポジウム等において、ガイドラインの周知を図ってまいります。

参 考

- ・ 歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000084.html

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

[歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドラインについて \(概要\)](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000712.html

7. 「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案」を閣議決定 ～安全・環境に配慮した船舶リサイクル制度を創設します～

国際ルールの下で、安全・環境に配慮した船舶の解体を確保するため、適正な船舶リサイクル制度を構築する「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案」が、閣議決定されました。

1. 背 景

船舶の解体は、労働コストなどの観点から、主に開発途上国で実施されていますが、これらの国での労働災害や環境汚染が国際問題化したことを踏まえ、2009年に、国際海事機関（IMO）の下で、安全・環境に配慮した船舶の再資源化のための国際ルールを定める「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港条約（船舶再資源化香港条約（シップ・リサイクル条約）」が採択されています。

2. 概 要

本法律案は、シップ・リサイクル条約に基づく国際的な船舶リサイクル制度を国内で具体化するものです。

(1) 有害物質一覧表の作成

特定船舶（※）でEEZ外を航行する船舶の所有者に対し、当該船舶に含まれる有害物質の使用場所、使用量等を記した有害物質一覧表の作成及び国土交通大臣の確認を受けなければならないものとします。

※ 特定船舶：総トン数500トン（長さ約40m）以上の船舶


(2) 再資源化解体業者の許可

特定船舶の再資源化解体（リサイクル）を行おうとする者に対し、施設ごとに、主務大臣（国土交通大臣、厚生労働大臣及び環境大臣）の許可（5年ごとの更新制）を取得しなければならないものとします。

(3) 特定船舶の再資源化解体の目的での譲受等・譲渡等の手続き


- [1]再資源化解体業者がリサイクルの目的で特定船舶の譲受等を行おうとするときは、再資源化解体業者に対し、再資源化解体計画の作成及び主務大臣の承認を受けなければならないものとします。
- [2]船舶所有者がリサイクルの目的で特定船舶の譲渡等を行おうとするときは、当該船舶所有者に対し、当該譲渡等について国土交通大臣の承認を受けなければならないものとします。


添付資料


[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

[概 要](#) (PDF 形式) 

[要 綱](#) (PDF 形式) 

[案文・理由](#) (PDF 形式) 

[新旧対照条文](#) (PDF 形式) 

[参照条文](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji05_hh_000143.html

8. 「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」を閣議決定

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関し、関係者との調整の仕組みを定めつつ、海域の長期にわたる占用が可能となるよう、所要の措置を講ずるための「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」が、閣議決定されました。

1. 背 景

海に囲まれ、かつ国土の面積も狭い我が国にとって、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施が重要であることに鑑み、海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進することが求められています。


2. 法律案の概要

＜占用までの手続きの流れ＞

- [1]内閣総理大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するための基本方針の案を作成し、政府が閣議決定により定めます。
- [2]経済産業大臣及び国土交通大臣が、農林水産大臣、環境大臣等との協議や、関係者を構成員とする協議会等の意見を聴取した上で、促進区域を指定し、公募占用指針を策定します。


- [3]事業者は、経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画を提出します。
- [4]経済産業大臣及び国土交通大臣は、発電事業の内容、供給価格等により最も適切な公募占用計画の提出者を選定し、当該公募占用計画を認定します。
- [5]事業者は、認定された公募占用計画の内容に基づきFIT認定を申請し、経済産業大臣はFIT法※に基づき認定をします。
(※電気事業法による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)
- [6]事業者は、認定された公募占用計画に基づき占用の許可を申請し、国土交通大臣は30年を超えない範囲内において占用を許可します。


添付資料


[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

[概 要](#) (PDF 形式) 

[要 綱](#) (PDF 形式) 

[法律案・理由](#) (PDF 形式) 

[新旧対照表](#) (PDF 形式) 

[参照条文](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/port06_hh_000152.html

◆◆地域の動き◆◆

「砂防カード」で広がる県外観光客との交流

長野県姫川砂防事務所

(長野県治水砂防協会姫川支部事務局)

長野県の北部に位置する白馬村と小谷村では、全国初の取組みとして「砂防カード」を作成しており、県外を中心とした観光客の皆さんとの交流を深めるツールとなっています。

1 「砂防カード」作成のきっかけ

白馬村と小谷村は、姫川流域の急峻な地形や脆弱な地質という環境にあることから、平成7年に、梅雨前線豪雨による大規模な土砂災害が発生し、多くの集落が孤立するなど、過去幾度となく土石流や地すべり、がけ崩れなどの災害に見舞われてきた地域です。

したがって、両村において、砂防事業は最も優先的に整備すべき根幹的な事業と考えられていますが、そんな砂防事業の関係施設を内外に広め、観光振興に結び付けたいということで、小谷村観光連盟は「ドボクアート砂防ダムめぐりバスツアー」を毎年開催しています。すると、ツアーに参加された方から「山奥で人目に触れず、黙々と人々を守る、そんな砂防施設のカードがあったら欲しい」という意見が寄せられ、砂防カード作成のきっかけとなりました。

2 「砂防カード」第1弾の配布

こうして作成した砂防カードは、全国初の取組みとして平成28年9月1日から配布を開始。6種類の砂防カードとガイドブックをセットにして、平成29年10月19日までおよそ一年をかけ、1,500人の方にお配りしました。





砂防カードの配布にあたり、一番気を遣ったのは配布方法です。ダムカードの場合、多くがダムで配布されていますが、一般的な砂防施設は、住民が近寄れない危険な場所に設置されていますので、白馬村と小谷村のそれぞれの観光スポットで自撮りをしていただいて、当所でお見せいただくことを配布条件としました。

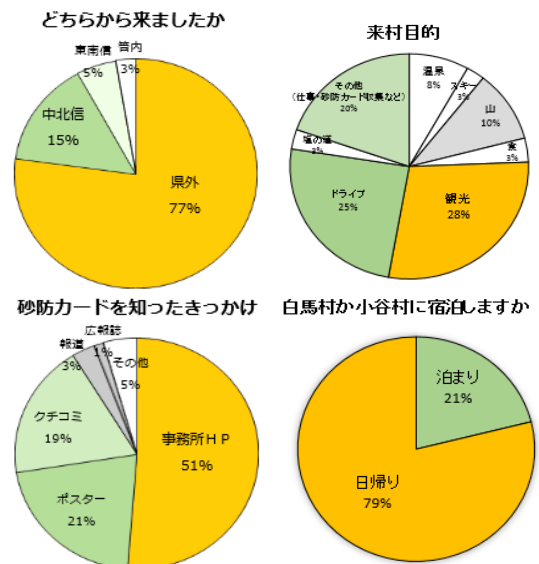
危険な場所への立入りを想定し、バリケードも用意しましたが、立入り等の例も見受けられず、みなさんマナーを守っていただいています。

3 お客様アンケートの傾向

砂防カードをお渡しする際、お客様の傾向を把握するため、簡単なアンケートを行ったところ、大変興味深い結果となりました。

お客様の77%は県外から、そして、80%の方がドライブなども含めた観光目的でお見えになっています。もはや愛好家の方だけのものではなくなったと言えます。

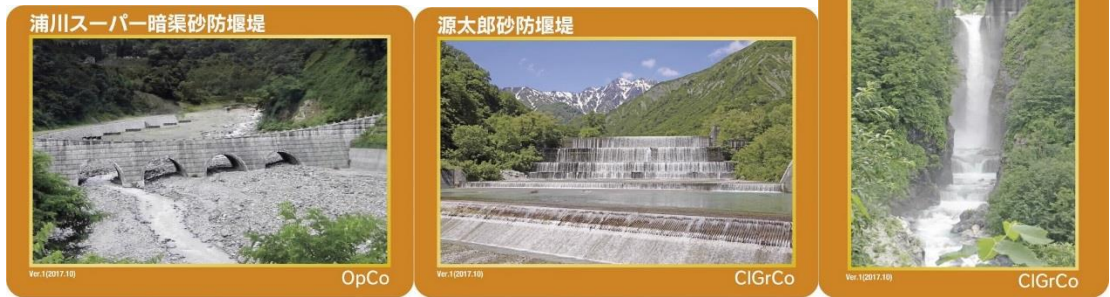
また、姫川砂防事務所のホームページを見て来られた方が51%ですので、事前にネットでお調べになり、旅の思い出としてゲットされる方が多かったと考えられます。



4 「砂防カード」第2弾の配布

こうして砂防カードが予想以上のご好評をいただきましたので、平成29年には第2弾を作成し、平成29年10月20日から配布を開始。現在も配布しています。

国土交通省が管理する施設



長野県が管理する施設



第2弾においては、北陸地方整備局松本砂防事務所の編集協力により、国土交通省が管理する3施設を加えることができ、さらに迫力あるカードを作成することができました。

5 今後の展望

長野県全域をカバーする民放FM局でも二週にわたって特集されるなど、砂防カードへの関心は高く、配布の継続を望む声が多く寄せられています。

そこで、現在、第3弾の作成を計画していますが、観光目的でお見えになった方が多いという現状を踏まえ、観光客の滞在時間を増やし、集める楽しみを味わっていただくため、対象地域を広げ、複数の施設で配布することを検討しています。

また、地元小学生への防災教育にも活用しており、さらなる活用方法についても検討してまいります。



小学生への防災教育

こうした取組みにより、北アルプス地域を訪れる方が増え、さらには砂防事業への関心が高まり、防災意識の向上に繋がることを願っています。